

○不法投棄や野焼きをみつけたら

不法投棄や野外焼却を見かけた場合には、下記の不法投棄110番までご連絡ください。

不法投棄110番はフリーダイヤルなので、電話料金はかかりません。

通報された方の個人情報、外部に知られることはありません。もちろん不法投棄を行う悪質な行為者に、お名前を伝えるようなことはありませんので御安心ください。

鹿行県民センター環境・保安課につながりますので、場所や状況をお聞きしたうえで、現場調査を行い対応いたします。

いつもみんなでむらなくみはれ

0120-536380

・不法投棄は犯罪です

< 廃棄物の不法投棄は法律で禁じられています。 >

廃棄物を不法投棄した者や、その未遂行為をした者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの両方の罰則を受けることがあります。(法人に対しては3億円以下の罰金)

また、不法投棄する目的で廃棄物を収集、運搬した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの両方の罰則を受けることがあります。

< 産業廃棄物とは >

産業廃棄物とは、物品の製造や建物の解体など、事業活動に伴って発生する廃棄物です。

産業廃棄物を発生させた事業者は、法律に基づき自ら処理するか、許可を持つ処理業者等に委託して適正に処分を行わなければなりません。

※一般廃棄物とは？

一般家庭から排出される生ゴミなど、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。一般廃棄物の不法投棄については、地元市町村の廃棄物担当課へ通報してください。

・野焼きは禁止です

家庭ごみや産業廃棄物を野焼きすることは、一定の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」によって禁止されていますので、絶対に行わないでください。

違反した場合には、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科、さらには法人等に対して3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

※ 以下の例外行為であっても、生活環境の保全上支障がある場合は、行政指導の対象

となり、焼却を中止していただく場合もありますので、十分注意してください。

[野焼き禁止の例外]

- 1 廃棄物処理法に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却
 - 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - 新林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
 - ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・河川敷の草焼き,
 - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・「どんど焼き」などの地域の行事における木くず、紙くず等（門松、しめ縄等）の焼却
 - ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・農業者が行う稲わらの焼却
 - ・林業者が行う伐採した枝条の焼却
 - ・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
 - ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
 - ・落ち葉焚き、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材等の焼却